

令和6年9月27日

報道発表資料

後期高齢者医療制度における転入した方の負担割合等の判定誤りについて

1 概要

後期高齢者医療制度においては、転入した方について、負担割合の判定等のため、前住所地等へ所得情報の照会を行っています。このたび、令和6年5月に転入した一部の方について、令和5年度分の所得情報の照会が3か月程度遅延したことにより、本来とは異なった自己負担割合や所得区分で判定されていたことが分かりました。

2 経過

令和6年5月30日から6月3日にかけて、他市町村との照会等を自動処理により行う端末の電源が切れていたことにより、所得情報の照会が行われていないことが、6月4日に判明しました。そのため、同日に手動で処理を実施しました。

その後、8月27日の別作業の中で、令和5年度分の所得情報が取り込まれていない被保険者がいることが分かりました。調査の結果、6月4日の手動処理において、令和5年度分の所得情報の照会処理の一部が行われていないことが判明したため、8月28日に該当の処理を実施しました。

3 影響

令和5年度分の所得情報の照会が遅延したことによる影響は次のとおりです。

①自己負担割合が1割から3割に変更になった方 … 1名（相模原市）

②所得区分が一般Iから区分Iに変更になった方 … 1名（茅ヶ崎市）

※①の方の影響期間は転入から7月まで ②の方の影響期間は7月のみ

4 対応

対象となった方には、お詫びの手紙を発送しました。

なお、自己負担割合が変更になった方については、後日改めて、通院費用等の差額分の支払いをお願いします。所得区分が変更になった方については、入院に係る食事代等が過払いとなっているため、申請手続きを経たうえで差額分を支給します。

5 再発防止

(1) 端末の電源が切れないよう、電源ケーブルを固定しました。

また、端末の状態について目視確認を徹底します。

(2) 手動処理を行う際のマニュアルを整備し、処理の漏れがないようにします。

(3) 所得情報の照会が遅延することによる影響について改めて意識し、業務を行っていきます。

問い合わせ先

神奈川県後期高齢者医療広域連合

資格保険料課長 服部 敦

電話 045(440)6710